

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から49年3月まで

家族の国民年金保険料は、義父が納付していた。嫁いだばかりだったが、義父から、「ちゃんとしているから心配いらない。」と言われた記憶がある。私の昭和48年3月の保険料は納付されているのに、申立期間が未納とされているのは納得がいかないもので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立期間を除き、申立人の国民年金加入期間の保険料はすべて納付されている。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその義父は、自身の保険料を完納し、申立人の夫及び義母の保険料もすべて納付しており、申立人の義父の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年12月1日に、48年*月*日まで遡^{そきゅう}及して資格取得が行われていることが確認でき、申立人の手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の保険料は過年度納付が可能であった上、申立人が所持する国民年金保険料現金領収証書から、48年3月の保険料は納付済みとなっていることが確認できることから、申立期間についても義父が納付していたとする申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年3月から同年10月まで

申立期間の国民年金保険料は、昭和47年11月に役場窓口で前納したが、54年2月に還付された記録となっている。厚生年金保険の加入期間でもなく、還付請求した記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳の記録から、申立人は、申立期間を含む昭和47年12月から48年11月までの国民年金保険料を47年11月4日に前納し、その後の期間の保険料も継続して納付していることが確認できる。還付整理簿の記録から、前納した保険料のうち、申立人が厚生年金保険に加入した47年12月から48年2月までの期間の保険料が同年7月25日に、申立期間の保険料が54年3月16日に還付されていることが確認できる。

しかしながら、国民年金法施行令第9条では、前納した国民年金保険料の還付について、前納期間経過前に国民年金被保険者資格を喪失した場合には、前納した保険料のうち、未経過期間の保険料を還付することとされているところ、上記の還付処理は、当初に還付した時点では、前納した保険料の全期間分を還付していない上、当初に還付した時点から5年7か月経過した後の昭和54年3月16日に、残りの期間のうち、48年11月を除く申立期間の保険料を還付しているが、還付した時点では、申立期間の保険料は納付の時効により納付することができないなど、行政側に不手際があったことが認められる。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月及び同年 9 月

仕事を辞めて昭和 62 年 8 月に実家に戻ってすぐに、親から強く言われて、市町村役場で国民年金の加入手続をした記憶がある。その後に納付書が送られてきて、銀行で保険料を納付した。

加入手続だけして保険料を納付しなかったとは考えにくいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成 6 年 7 月 6 日に、昭和 62 年 8 月 10 日まで遡^{そきゆう}及して資格取得が行われていることが確認できることから、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される上、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の保険料は、時効により納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A 市町村では、「A 市町村で保管している、申立期間当時に B 市町村（現在は、A 市町村）が収納した国民年金保険料の領収控を確認したが、申立人の領収控は無かった。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の金額及び納付時期等についての記憶が曖昧^{あいまい}である上、納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月ごろから 48 年 11 月ごろまで

私は、A事業所に開業と同時に採用された。B地域にある会社の社長が経営していた事業所で、社長の息子が常駐していた。当時、会社から健康保険証をもらっており、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚二人の証言から、申立人は、申立期間当時、A事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録から、A事業所及び同事業所を経営していたC事業所は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、申立人は、「会社から健康保険証をもらい、厚生年金保険料も控除されていた。」と主張しているところ、上記の同僚二人は、「厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうかは覚えていないが、会社から健康保険証はもらっていなかったと思う。」と述べている上、オンライン記録から、申立期間当時、当該同僚の一人は、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。